

東京都における 外国人患者対応に関する取組について



東京都 保健医療局 医療政策部 医療政策課
医療改革推進担当 川井 裕和

東京都の外国人患者対応に関する取組

1 医療機関への支援

- (1) 「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」 (令和2年度公開)
- (2) 医療機関向け救急通訳サービス(平成4年度～)
- (3) 外国人患者受入れ体制整備補助(平成29年度～)
- (4) 医療機関における外国人患者対応支援研修(平成28年度～)
- (5) STEP UP! 訪日外国人患者対応フローチャート (基本的な流れ) (令和4年度公開)

2 医療情報の提供

- (1) 外国語での医療情報サービスの提供(平成5年度～)
- (2) 「医療情報ネット (ナビイ)」での医療機関検索(令和6年度～)
- (3) 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」での医療機関案内等 (平成12年度～)
- (4) 外国人患者向け医療に関するポータルサイトの作成 (令和6年度の新規取組)

3 地域における受入環境整備

- (1) 外国人患者への医療等に関する協議会(平成30年度～)
- (2) 宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル(令和2年度)
- (3) 地域の実情に応じた外国人患者受入環境の整備(令和元年度～)

【情報提供】 外国人患者対応に関する国の取組

1 医療機関への支援

(1) 「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」

■外国人患者への医療に関する事業等の情報を一元的に掲載し案内

【掲載内容の例】

ジェイミップ

- JMIP*認証医療機関一覧

*外国人患者受入れ医療機関認証制度

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関一覧

- STEP UP! 訪日外国人患者対応フローチャート (基本的な流れ)

(掲載URL)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/flowchart/index.html

- 関連事業サイトのURL

(医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイトURL)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/index.html

「外国人患者への医療に関する事業等 一覧」

1 医療機関への支援

(2) 医療機関向け救急通訳サービス

外国人患者が救急等で来院し、言語が通じず診療等に支障がある都内の医療機関に対し、電話・映像通訳サービスを提供

■ 対応言語

英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、フランス語、
ベトナム語、ネパール語、タガログ語

令和6年度から
映像通訳追加

■ 対応時間

◇ 英語・中国語

24時間365日対応

◇ 韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・ベトナム語・ ネパール語・タガログ語

平日 17時～20時、土日祝日 9時～20時

救急通訳サービス受付電話番号

きゅうきゅうつうやくサービス

0570-099283

■ 利用料金

無料（通話料は医療機関負担）

事前登録の上、ご利用ください。

詳細は、下記保健医療局ホームページ

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/ga_ikokujin/interpreter/kyukyutsuyaku.html

1 医療機関への支援

(3) 外国人患者受入体制整備補助

■ 対象経費

- ・ 院内資料やホームページの翻訳経費
- ・ 案内表示（サイン）の多言語化経費
- ・ タブレット端末の購入費
- ・ 医療通訳養成に関する研修受講経費 等

■ 対象 民間医療機関（診療所を含む。）

- ・ 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等
- ・ 医療機能情報報告で対応可能な外国語が1言語以上と回答し直近3か月間で一定数以上の外国人患者を受け入れた医療機関

令和6年度から
補助対象を拡充

■ 補助額 1,300千円×1/2（上限）

(掲載URL) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/ukeiretaisei/taiseiseibi.html

1 医療機関への支援

(4) 医療機関における外国人患者対応支援研修

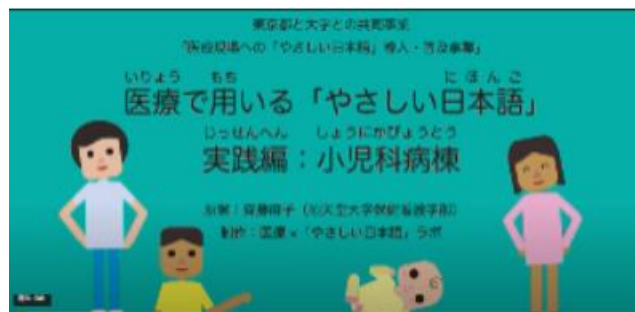
- ・外国人患者対応に関する基本的な知識や情報
- ・医療通訳の活用方法や活用事例 など、役立つスキルを紹介
- ・基礎編・応用編に加え、今年度から「やさしい日本語編」を追加

(過去の研修資料等の掲載URL)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/taiousienkensyuu/index.html

【参考】 医療現場への「やさしい日本語」の普及

- ・「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。
- ・都は、順天堂大学と連携して、医療現場への「やさしい日本語」導入・普及事業を実施し、医療現場におけるやさしい日本語を学べる動画を作成



(医療現場への「やさしい日本語」導入・普及事業 URL)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/gaikokujintaiou/yasashiinhongo.html

2 医療情報の提供

(1) 外国語での医療情報サービスの提供

■ 対象

外国人患者等

外国語での医療情報サービス受付電話番号

03-5285-8181

■ 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語

■ 主な相談内容

- ・ 母国語で対応してくれる医療機関を教えてください。
- ・ 健康保険に未加入だが、医療費はどれくらいかかるか。
- ・ 日本の医療制度について教えてください。

■ 対応時間

9時～20時（365日対応）

■ 利用料金

無料（通話料は利用者負担）

2 医療情報の提供

(2) 「医療情報ネット (ナビイ)」での医療機関検索

- 厚生労働省が構築し、令和6年4月から運用開始した全国統一的な情報提供システム
- 全国の医療機関・薬局について、検索が可能
- 英語・中国語・韓国語 (自動翻訳機能) による検索が可能

(URL) <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

The screenshot shows the 'Medical Information Net (Navi-i)' website interface. At the top right, there is a language selection menu labeled 'Other Languages' with a dropdown arrow. A blue callout bubble points to this menu with the text 'ここをクリックすると外国語翻訳が可能' (Click here to enable foreign language translation). In the center, a red arrow points to the '東京都' (Tokyo) option in a list of prefectures. A blue callout bubble points to this option with the text '「東京都」をクリック' (Click 'Tokyo'). At the bottom, a red-bordered box contains the text: '【お願い】掲載情報は、変更されている場合があります。受診の際は、事前に医療機関に電話等で御確認ください。' (Request: Posted information may be changed. Please confirm by phone with the medical institution before visiting).

2 医療情報の提供

(3) 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」での医療機関案内等

■ 医療機関案内

都民の皆様に、電話・ファクシミリで都内の医療機関をご案内しています。

電話：03-5272-0303

聴覚障害者向け専用ファクシミリ：03-5285-8080

対応時間：毎日24時間

■ 医療福祉相談

保健・医療に関する相談やお問い合わせに相談員が応じます。

電話：03-5272-0303

対応時間：平日9時から20時まで（祝日・年末年始を除く）

■ 利用料金

無料（通話料は利用者負担）

【お願い】 案内情報は、医療機能情報提供制度において医療機関から報告いただいた内容に基づいています。
最新情報は変更されている場合がありますので、
受診の際は、事前に医療機関に電話等で御確認ください。

(4) (令和6年度の新規取組)

外国人患者向け医療に関するポータルサイトを作成中

3 地域における受入環境整備

(1) 外国人患者への医療等に関する協議会

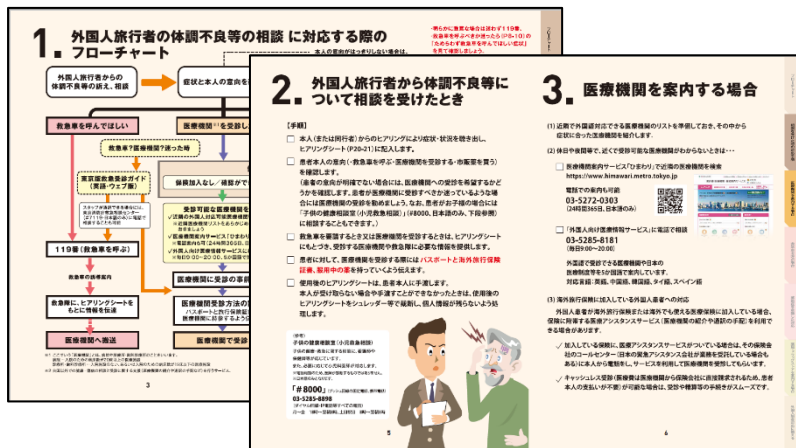
医療機関や関係団体、観光・宿泊施設等の連携強化を図り、外国人患者への医療提供に係る取組を促進

(2) 宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル

宿泊施設等向けの外国人患者対応マニュアルを作成し、都内の宿泊施設等に配布

(マニュアル掲載URL)

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/other/shukuhakumanyual.html



3 地域における受入環境整備

(3) 地域の実情に応じた外国人患者受入環境整備

行政、医療機関や関係団体、宿泊施設や観光施設等が連携し、地域の実情に応じた外国人患者の受入環境を整備する
区市町村による取組を支援(地域会議の開催等)

■ 対象経費

外国人患者の受入環境の整備に必要な経費
(委員報酬、賃金、会議費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)

■ 補助基準額

1 区市町村当たり5,000千円
補助率10/10



【情報提供】 外国人患者対応に関する国の取組

【国によるウクライナ避難民患者の受入環境の整備に向けた支援策】 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業のウクライナ語への対応

厚生労働省は、医療機関において、ウクライナ避難民の方々に適切に対応いただけるよう、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」にウクライナ語を対応言語に追加

厚生労働省委託事業「希少言語に対応した遠隔通訳サービス」のご案内

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

■ サービス内容

- ・ 来院した外国人患者との電話通訳サービス
- ・ 外国人患者からの外線入電に対する3者間通訳サービス

■ 対象機関

- ・ 全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要）

■ 対応言語

- ・ ウクライナ語を含む、計17言語

■ 対応期間

- ・ 令和6年4月1日～令和7年3月31日、24時間体制

■ 利用料金

- ・ ウクライナ語のみ通訳サービス利用料は当面の間無料（通話料は利用者負担）

(参考) ウクライナ語以外の言語の通訳サービス利用料

最初の10分は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担）

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します
本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

来日する外国人の増加が見込まれる中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題も指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指すものです。
※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容	・ 来院した外国人患者との電話通訳サービス ・ 外国人患者からの外線入電に対する3者間通訳サービス (病院の交換台などが3者間の電話に対応している場合)
対象機関	全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）
対応言語	タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語*
対応期間	2024年4月1日～2025年3月31日 24時間体制
利用料金	最初の10分は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担） ※ウクライナ語の通訳料について ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、ウクライナ語の通訳サービス利用料は当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

その他、夜間・休日外国人対応に関するお問い合わせは以下にご相談ください。
厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口
(03-6371-0057 平日17時～翌朝9時まで、土日祝日および年末年始24時間)

厚生労働省 外国人労働者に対する支援課 2024年

(参考) 「[希少言語に対応した遠隔通訳サービス](#)」案内チラシ

保険診療における翻訳料・通訳料等の患者からの徴収

■外国人患者への翻訳料・通訳料

療養の給付と直接関係ないサービスに該当

➡ 保険診療においても、患者から費用徴収することが可能

【根拠】 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の一部改正について
(令和6年3月21日付保医発0321第5号)

◇療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例

- ・ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料
- ・ 日本語を理解できない患者に対する通訳料

◇費用徴収する場合の主な留意事項

- ・ 院内の見やすい場所への費用徴収するサービス内容・料金の掲示
- ・ 文書による患者への説明と署名による同意取得
- ・ 他の費用と区別した内容がわかる領収証の発行

(通知掲載URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001231375.pdf>

【国による訪日外国人の医療費未収金対策】

訪日外国人受診者による医療費不払い発生防止に取り組む医療機関向けツール

厚生労働省は、訪日外国人の医療費の不払いを防止するため、医療機関の受付窓口で活用できるチェックリストや簡易手順書を提供している。

■ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト

(掲載URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/000915121.pdf>

■ 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

(掲載URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/000927892.pdf>

■ 訪日外国人患者来院時の対応チェックポイント解説動画

(動画URL) <https://www.youtube.com/watch?v=q6HAVqrtiw8>

海外からお越しの患者さんへ受付で行う
8つのチェックポイント

8つのチェックポイント

- 言語を確認
- 来院目的を確認
- 診療申込書を記載してもらおう
- 本人確認 ※必要に応じて同行者など
- 医療費の目安を伝える
- 支払い方法を確認 ※現金、クレジットカード等
※海外旅行保険を使う方に対しては保険会社に連絡するように伝えましょう
- 医療費に関する要望を確認
- もう一度チェック

全てチェックできれば

診療開始

夜間・休日に困ったことがあったら直ぐ相談
03-6371-0057
(厚労省ワンストップ相談)

バージョン1.1

(参考) 訪日外国人の受診時対応チェックリスト

【国による訪日外国人の医療費未収金対策】 医療機関からの「訪日外国人受診者の医療費不払い情報」の収集

■ 報告対象となる未収金

- ・ 患者からの個人情報提供の同意取得後、未収金累計残高が20万円以上の場合

■ 報告方法

- ・ 医療機関が「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」に入力し報告

■ 報告された情報の活用等

- ・ 厚生労働省は、医療機関からの提供情報を、出入国在留管理庁に提供
- ・ 出入国在留管理庁は、報告された訪日外国人が次回入国する際、厳格に審査
- ・ この仕組みを訪日外国人に周知することにより、未収金の発生を抑止

「訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び不払いが
発生した場合の報告方法について（依頼）」（令和3年3月31日付事務連絡）

（通知掲載URL） <https://www.mhlw.go.jp/content/000764112.pdf>

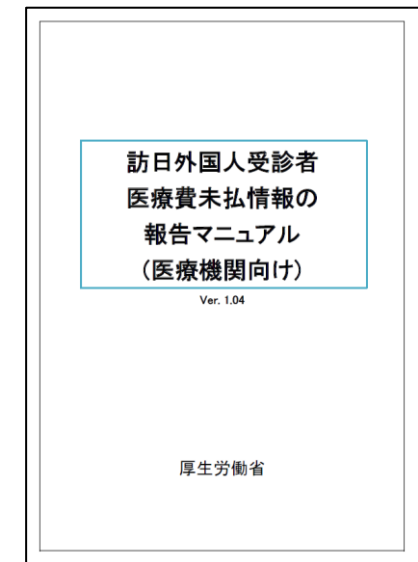
■ 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル

（掲載URL） <https://www.mhlw.go.jp/content/000927893.pdf>

■ 「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」

（情報登録用WebサイトURL） <https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

（参考） 訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル



御清聴ありがとうございました